# 第２節　犯罪被害者等基本計画の策定

## 1 策定の経緯

基本法により、政府は、総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ基本計画を策定することとされ、推進会議が、基本計画の案を作成することとされた。

推進会議は、基本計画の案を平成17年12月を目途に作成することとし、基本計画案の検討に資するため、推進会議の下に、有識者委員とすべての専門委員を構成員とする犯罪被害者等基本計画検討会（以下「基本計画検討会」という。）を開催することとした。

推進会議及び基本計画検討会においては、基本法に掲げられた基本的施策を施策体系として具体化する基本計画は、犯罪被害者等及びその支援に携わる者からの要望を基に、これらをいかに満たしていくかという視点で検討され、策定されるべきであるとの考えに立ち、

・まず、犯罪被害者等及びその支援に携わる者からの要望を広く把握し、
・それら一つひとつについて、どのような施策が可能かを検討して骨子を作成し、
・パブリックコメントを実施し、
・寄せられた意見・要望について、一つひとつ検討し、骨子に肉付けし、基本計画案をとりまとめた。

平成17年12月27日、基本計画案は閣議にかけられ、政府の基本計画として決定された。

## 2 基本計画の概要

基本計画では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利利益の保護を図るという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものとして、「基本方針」を設定した。基本法は、国及び地方公共

**基本計画策定までの経緯**

○平成17年４月、基本法施行。

○平成17年４月、基本法に基づき推進会議設置。その下に犯罪被害者等基本計画検討会を開催して、基本計画案を検討することを決定。

〔検討会：有識者及び関係府省庁局長級職員により構成。〕

【検討会における検討】

・被害者の意見、要望をヒアリング。615の意見・要望に集約。それらに対する施策を一つひとつ検討。
・８月２日、検討会としての基本計画案の骨子をとりまとめ（225施策）
⇒８月９日、推進会議にて骨子決定。
・パブリックコメント等により多数の意見。451の意見・要望に集約。それらについて、一つひとつ検討し、骨子に肉付け。
・11月21日、検討会としての基本計画案をとりまとめ（258施策）

○平成17年12月26日、推進会議にて基本計画案決定。→翌日（12/27）、閣議決定。

## 基本計画の作成方針及び手順について

基本計画の策定に当たっては、犯罪被害者等からの意見・要望を聴取し、それらに対する施策を、「犯罪被害者等施策推進会議」及びその下の「犯罪被害者等基本計画検討会」において、一つひとつ検討（検討は 11 回、延べ 40 時間に及んだ。）。

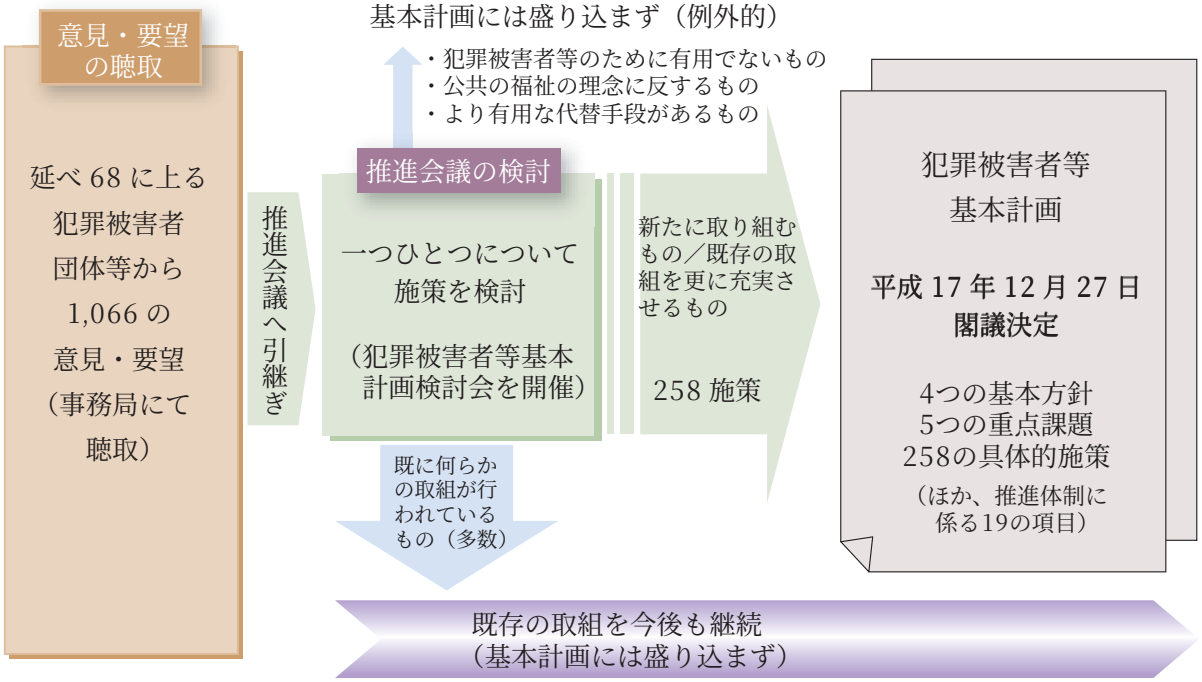


### 犯罪被害者等基本計画検討会の検討経過

○第１回犯罪被害者等施策推進会議（平成17年４月28日）
　・犯罪被害者等施策推進会議の議事運営に関する決議等
◇第１回犯罪被害者等基本計画検討会（４月28日）
　・骨子案の検討について（１：基本方針、重点課題、計画期間）
◇第２回犯罪被害者等基本計画検討会（５月23日）
　・骨子案の検討について（２：損害回復・経済的支援への取組（第12・13・16・17条関係））
◇第３回犯罪被害者等基本計画検討会（６月６日）
　・骨子案の検討について（３：精神的・身体的被害の回復・防止への取組（第14・15・19条関係））
◇第４回犯罪被害者等基本計画検討会（６月27日）
　・骨子案の検討について（４：刑事手続への関与拡充への取組（第18条関係））
◇第５回犯罪被害者等基本計画検討会（７月11日）
　・骨子案の検討について（５：支援等のための体制整備への取組（第11・21・22条関係））
◇第６回犯罪被害者等基本計画検討会（７月26日）
　・骨子案の検討について（６：国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組（第20条関係）、推進体制（第23条関係を含む。）、基本方針・重点課題・計画期間（再検討））
◇第７回犯罪被害者等基本計画検討会（８月２日）
　・骨子案の検討について（７：骨子案まとめ）
○第２回犯罪被害者等施策推進会議（８月９日）
　・骨子案決定

☆骨子案に対する意見募集
国民からの意見募集（８月12日～９月５日）
犯罪被害者団体等からの意見募集（８月23日～９月４日、全国９か所）

◇第８回犯罪被害者等基本計画検討会（10月11日）
　・基本計画案の検討について（１：基本方針・重点課題・計画期間、推進体制（第23条関係を含